

共生型サービスの概要について

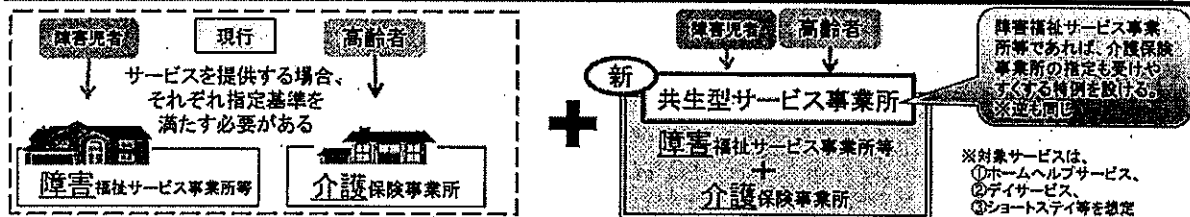
「共生型サービス」に係る基準条例の改正について

平成 29 年 6 月 2 日公布の介護保険法等改正により、「共生型サービス」が介護保険サービス及び障害福祉サービス等に新たに規定されたため、関係する基準条例の改正を行う。

1 共生型サービスの概要

- ・介護保険サービス事業所において、共生型障害福祉（障害児含む）サービスを提供
- ・障害福祉（障害児含む）サービス事業所において、共生型介護保険サービスを提供する場合の指定基準の特例を設けるもの。

【新たに共生型サービスを位置づけ】 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付ける。



2 条例改正の内容（案）

- ・介護保険サービス事業所及び障害福祉（障害児含む）サービス事業所において、共生型の指定を受ける際の人員、設備基準等を国の基準を取り入れ、規定
- ・京都府の独自基準として、暴力団排除を規定

3 改正を行う条例

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- (2) 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- (4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例

4 経過

関係団体等の意見を踏まえた条例内容とするため、以下のとおり意見交換会を開催、意見聴取した上で、京都府の関係条例の改正を行う。

- 7月 意見交換会（第1回）を開催
- 10月 意見交換会意見を踏まえて条例案検討、パブリックコメント実施
- 11月 意見交換会（第2回）を開催
- 12月 条例案（議案）を提出

共生型サービスの対象となるサービス

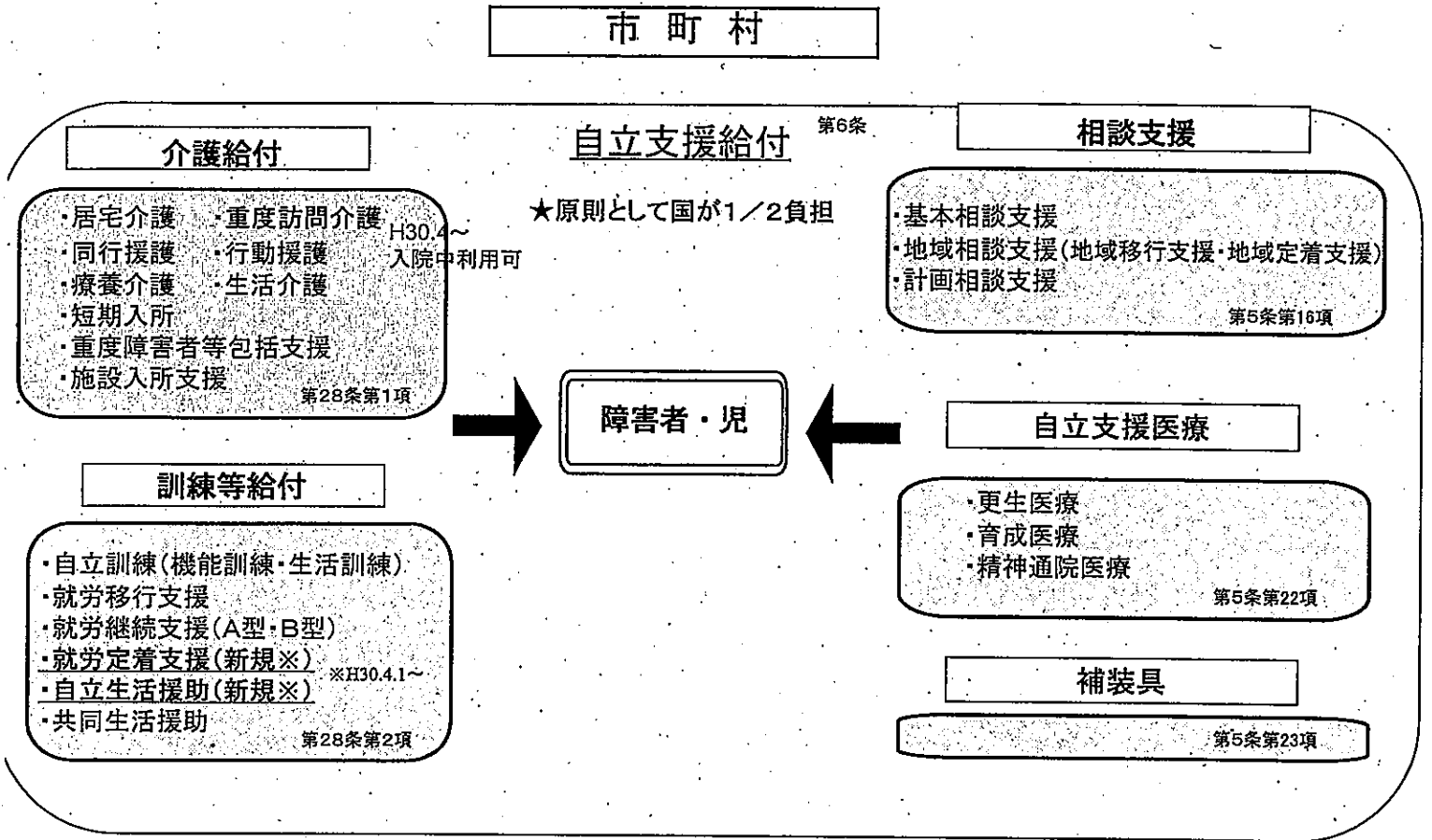
()内は府内の事業所数<京都市含む>

区分	介護保険法		障害者総合支援法		児童福祉法	
ホームヘルプサービス	訪問介護 (630)	訪問介護員や介護福祉士が高齢者宅を訪問して生活の援助を行う	居宅介護 (547)	障害者等について、居宅において、入浴、排せつ又は食事等の介護を行う	児童発達支援 (93)	
			重度訪問介護 (522)	重度の肢体不自由者等常時介護を要する方に対して入浴、排せつ又は食事等の介護や移動中の介護を総合的に行う		
デイサービス	通所介護 (444)	高齢者がデイサービスセンター等へ通い、レクリエーションを行った後、日常生活の支援を受ける	生活介護 (216)	常に介護を必要とする障害者に、居間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	放課後等デイサービス (245)	障害者に対して、児童発達支援センター等で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の供与、集団生活への適応訓練等を行う
			自立訓練 (機能訓練) (生活訓練) (38)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	児童発達支援、放課後等デイサービス	
ショートステイ	(介護予防) 短期入所生活介護 (388)	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、主に生活面の介護を受ける	短期入所 (137)	障害者支援施設等に短期間入所し、主に生活面の介護を受ける		
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む) (184)	通い	生活介護、自立訓練		児童発達支援、放課後等デイサービス	
		訪問	居宅介護、重度訪問介護			
		泊まり	短期入所			

介護サービスの種類

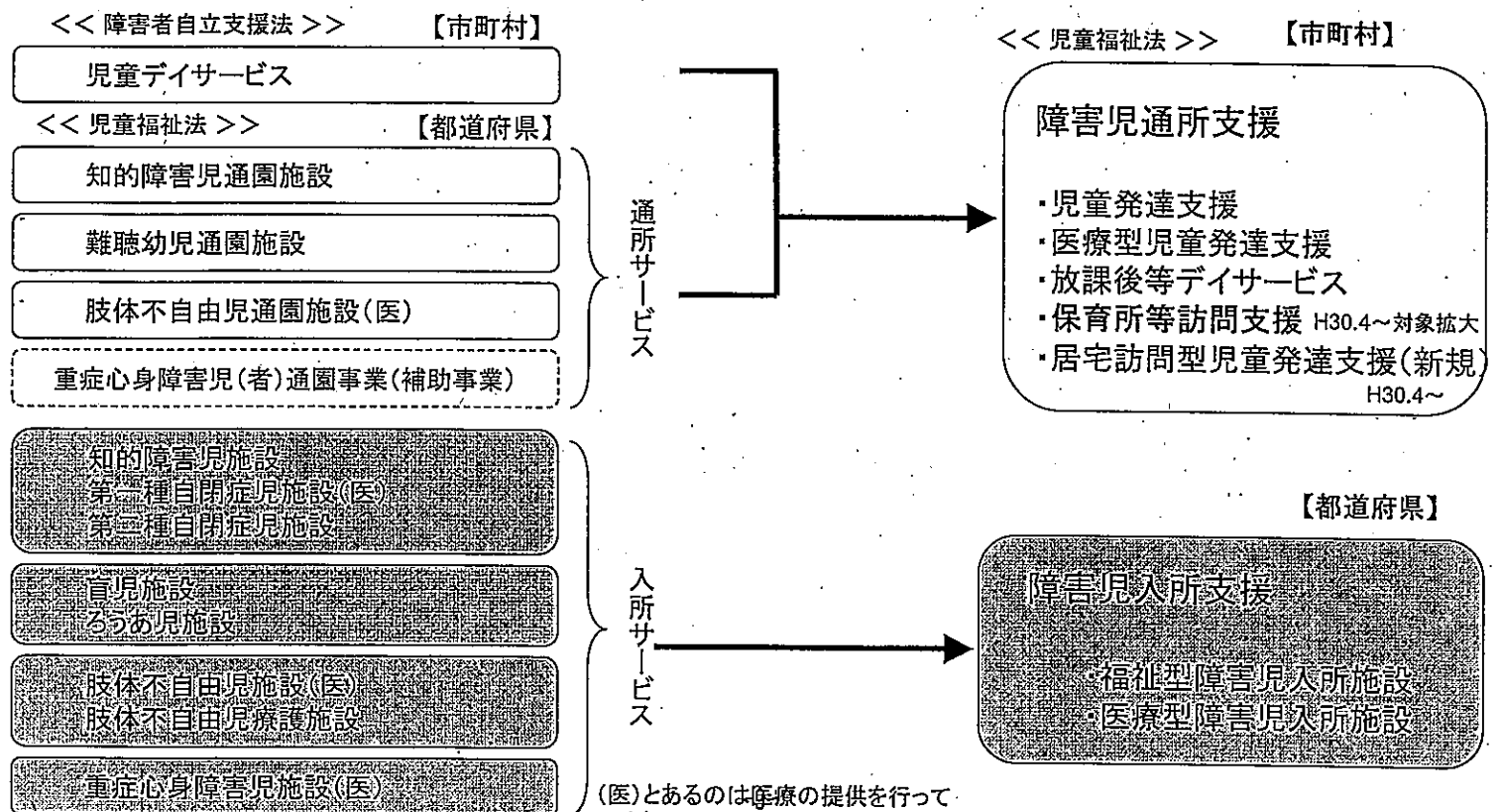
	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○福祉用具貸与 ○福祉用具購入 ○住宅改修</p> <p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○地域密着型通所介護 <p>◎居宅介護支援</p> <p>※平成30年4月から市町村に権限移譲</p>
	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設 <p>※平成30年4月創設</p>	
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>※介護予防訪問介護は平成29年3月までに地域支援事業に移行済</p> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具購入</p> <p>○介護予防住宅改修</p> <p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>※介護予防通所介護は平成29年3月までに地域支援事業に移行済</p> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>◎介護予防支援</p>

障害者総合支援法の給付・事業



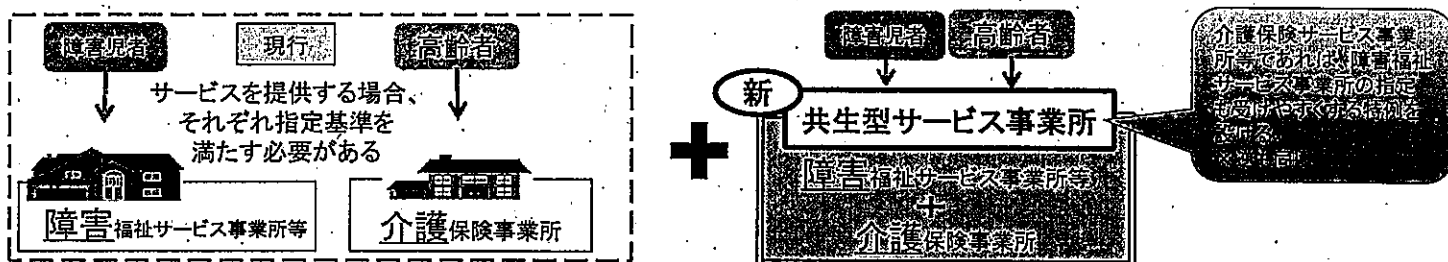
平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



共生型サービスの趣旨等

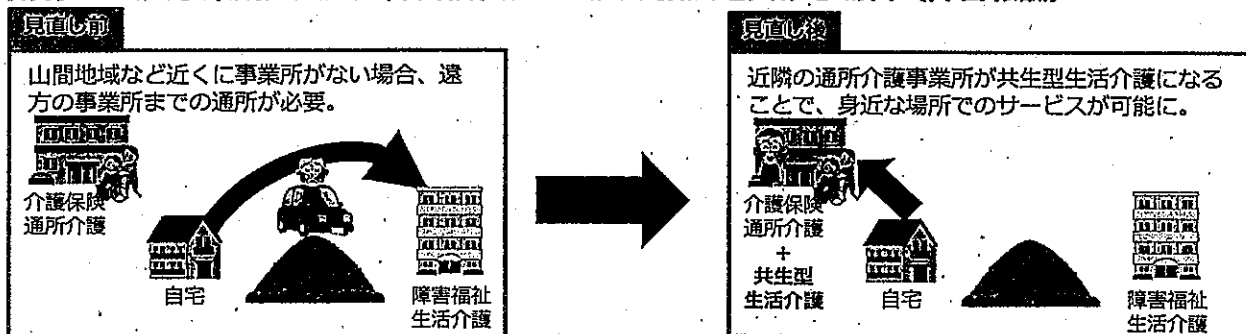
- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
 - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定められている。



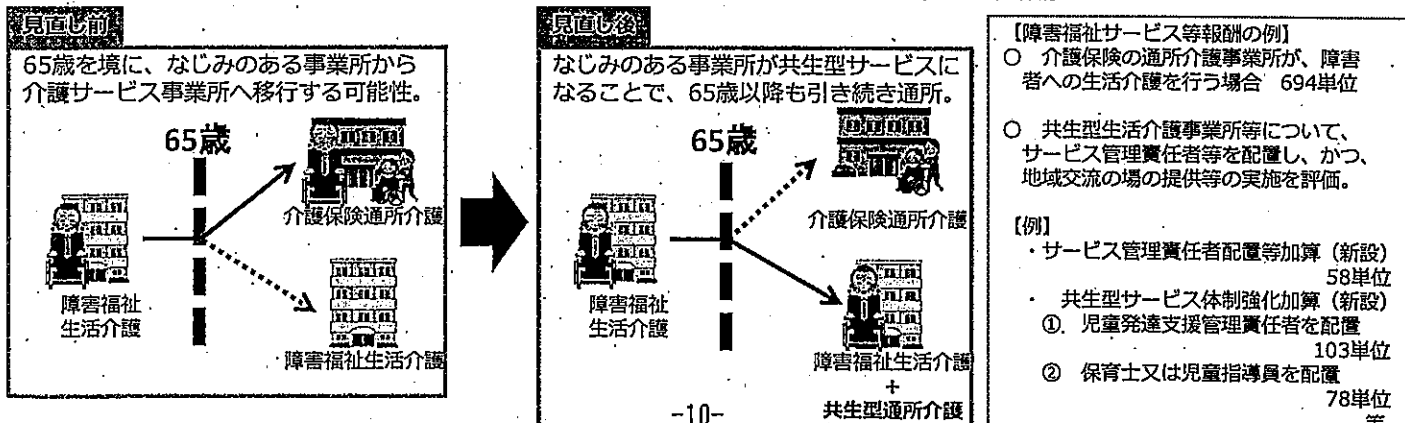
共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



共生型サービス【イメージ】

※Ⅰ～Ⅲは相互に共通するサービスを対象

Ⅰ

Ⅱ

Ⅲ

- ・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける
- ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)
- ・介護保険と障害福祉の両方の制度の基準を満たす

※報酬額は通常

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉(共生型)の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険の制度の基準を満たすが、サービスの質や専門性に配慮しプラスα
(サービス管理責任者、保育士・児童指導員の資格職の配置)

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉(共生型)の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険の制度の基準を満たすのみ(現行の障害の基準該当サービスと同じ)

※報酬額は低い

- ・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ
- ・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける
- ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)

※報酬額は通常

※加算は、どのパターンでも、それぞれの制度の算定要件を満たせば取得可

* 障害福祉事業所を高齢者が利用する場合には、社会保障審議会 介護給付費分科会で検討。

共生型サービスの報酬比較

報酬(円) = 単位数 × 10円

1 通所介護事業所(介護保険法)で行う場合

(単位)

通常の指定	共生型サービス		
1-(1) 通所介護		1-(2) 生活介護	1-(3)放課後等 デイサービス
要介護5: 988 4: 884 3: 780 2: 676 1: 572	加算あり	752	授業終了後: 608 休業日: 732
	加算なし	694	授業終了後: 427 休業日: 551

※通所介護…通常規模型で6時間以上7時間未満の場合

2 生活介護事業所(障害者総合支援法)で行う場合

(単位)

通常の指定	共生型サービス		
2-(1) 生活介護		2-(2) 通所介護	2-(3)放課後等 デイサービス
区分6: 1,283 5: 963 4: 683 3: 613 2以下: 561	加算あり	通所介護の所定単 位数(月単位)の 93%	授業終了後: 608 休業日: 732
	加算なし		授業終了後: 427 休業日: 551

※生活介護…定員20人以下の場合

3 放課後等デイサービス(児童福祉法)で行う場合

(単位)

通常の指定	共生型サービス		
3-(1)放課後等 デイサービス		3-(2) 通所介護	3-(3) 生活介護
授業終了後: 609 休業日: 726	加算あり	通所介護の所定単 位数(月単位)の 90%	752
	加算なし		694

※放課後デイサービス…定員10名、区分2の1(指標該当児50%未満、サービス提供時間3時間以上)の場合

※上表の
「加算あり」とは

(例示)

共生型生活介護

サービス管理責任者配置等加算(サービス管理責任者を1名以上配置及び地域に貢献する活動を行っていること)

共生型放課後等デイサービス

共生型サービス提供加算Ⅰ(児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置していること)

共生型サービスに係る基準条例に関する意見交換会（第1回）議事録

- 1 日 時 平成30年7月20日（金）午前10時30分～12時
- 2 場 所 ルビノ京都堀川 梅の間
- 3 出席者 （10名中9名出席）
櫛田委員、高木委員、中西委員、畑村委員、樋口委員、前田委員、松村委員、松島委員、三好委員
- 4 内 容
 - (1) あいさつ
 - (2) 議 題
 - ア 共生型サービスの概要
 - イ 京都府の基準条例（案）について

～主な意見～

- 共生型サービスは、イメージとして障害者の「65歳問題」への対応策と理解しているが、障害者、高齢者がおられ、仮に「大人ばかり19人のところに障害児が1人いる」という事例は、子どもにとってよいことなのか。どう考えればよいか。

→想定として「大人19人、子ども1人」も想定されているというのが、今回の共生型サービスの制度である。
- 共生型サービスについては、老いも若きも障害のある者もない者もともに生きる社会をつくっていかうということが前提にあるというイメージをもっている。従来の制度設計は縦割りであったが、これは横ぐしをさすもの。地域にはいろんな方々がおられるので、選別排除をやめて共同で一緒にやっていくものと考えてほしい。
ただし、現実には19対1でどうかという疑問は出るだろう。
しかし、人と人との間はお互いに影響し合う中で「奇蹟が起こる」という体験もある。例えば、デイサービスで、拘縮し首が動きにくくなった認知症の女性が、障害者の食事介護に関わる中で、「私が行かなければ・・・」という意欲が起こり、首の可動域が広がり、理学療法士も驚いた、という事例も聞いたことがある。
- つながっていくことで、最初は混乱もするだろうが、まさに共生し、切磋琢磨し、新しい関係ができる。これから山あり、谷ありの実践であろう。
ただし、事業者の立場としては、収入が下がるのであれば手があがらないだろう、とも思う。私は、挑戦していきたいと思っている。
全体はいいが、投下される費用が減額され公の責任が後退、との意見もあるが、そんなことになってはいけなないと考えており、総論賛成、各論も賛成となる体制づくりをしていただきたい。
- 障害のある方が別の障害がある方を支える、また、引きこもりのように一見、障害とはわかりにくい場合もある。そういった場合も含めて共生社会をつくる第一歩になれば、各論も含めてもう少ししっかり検討していただければと思っている。
- 日本知的障害者福祉協会が主張しているように、共生型サービスを実施した場合、質が低下しない報酬上の評価が基本である。

これまでの流れは、障害状況の個別性に着目した報酬構造が、きめ細かく設定されてきた。30年度の行動障害の報酬改定においてもそう思う。

そのような中、高齢の障害者の「65歳問題」は喫緊の問題であり、共生型サービスでよい方向が出され、現実的な方法論に国が舵をきったと思っている。

65歳になっても急に障害状況が変わるということはないので、個別性に配慮した何らかの施策が制度の違いを埋めるためにはどうしても必要となる。

私たちが具体的には提言できていないが、現実的には同じ職員が同じ現場で担当するのに、報酬が下がる。かといって給料を下げるわけにはいかないので心配をしている。障害の個別性に応じた何らかの経過措置や報酬上の配慮を求めている。

- 共生型サービスができて大変うれしく思った。これで地域の障害者が地域で生活していくための素地ができ、65歳になっても安心して暮らし続けられる、今は、福知山から舞鶴へ1時間かけて通所される利用者も近くの介護保険の施設が利用できることで負担が少なくなると思った。

ただ、基準、報酬が明らかになると、事業者としてはなかなか手をあげようとは思えない。

障害者の場合、18歳から65歳まで長い期間を対象に、その方の人生そのものに寄り添っている。共生型サービスでも表に見える部分は一緒かもしれないが、評価しにくいのが、職員の利用者へのむきあい方、心の部分である。

障害者があたりまえに生きることをあたりまえに支えるような、京都型のはんなりした条例をつくっていただきたい。

- まだ、共生型サービスのイメージが持っていない。障害者が65歳を過ぎ、介護保険認定を受けても引き続き就労支援B型に通い続けている事例も知っている。

現実的に、障害者を受け入れてきた作業所が「共生型サービス」を始められるのか、介護保険の認知症グループホームで「共生型」として障害者が支援を受けられるのか、選択肢がふえるのはいいが、まだまだサービス事業所が足りないの、従前のサービスも増えるようにしていただきたい。

- 障害者の方が65歳になり、介護保険のサービスを利用するようになると、認定が重度ではなくなり、訪問介護は本人のこしかできないくらいサービス量が減る。

利用者へ根拠法が異なることの説明をする必要があり、その了解はケアマネの力量にかかっていると行政からもいわれる。利用者が65歳になるまでに、ケアマネージャーがもう少し早くから関わることはできないか、とも思う。

共生型サービスについてはまだまだ知られていないので、もっと周知をしてほしい。

- さきの御意見のように、障害福祉サービスは週22回訪問できたのに、65歳で要支援となると介護保険では週1時間程度のサービス量となった例があった。

また、夫婦とも視覚障害のある家庭に訪問しているが、サービス提供時間内には、買い物だけで掃除ができなくなり、市に不服申し立てを行い元通りに認められた事例もある。共生型サービスとなれば、高齢者は身体が軽いが、障害者は若い人だと重い場合もあり、ヘルパーも高齢化していることからいろいろ問題が出てくる。条例改正にあたって考えていただければと思う。

- 65歳になってもいろんな理由から介護保険認定を提出していない人もいると聞く。

共生型サービスを利用することで、本人が楽になるのであればいいが、事業所も報酬単価が下がるとなれば問題。介護保険も障害もお互いがわかりやすいように、いい制度になるようにお願いしたい。

→ お聞かせいただいたお話のうち、国に制度改正を求めるものは、国に声を大にして要

望していきたい。

また、65歳問題や共生型サービスの報酬について意見をいただいたが、国が統一的に決めていることで、条例の中では盛り込みにくい。

一方、共生型サービスは、従来のサービスの運営では質の担保をすることができない。運営基準は新たな共生型サービスとなるが、質の担保にむけ何を条例に盛り込んでいくか、といった点で引き続き御意見を賜りたい。

- 高齢者ができるだけ遠い施設に通わなくてもよいように「共生」ということは意味がある。ねんりんサロンを実施しているが、高齢者と高校生が交流すると、高齢者が元気になれインパクトがある。

ただし、実際の運営は、事業者の方の責任にすぎるとなっているのは問題。基準条例については、府が独自にできることがほぼゼロに等しい。国のしくみとして、国に従うべき基準が多く、府県での基準が少ないというそもそも前提部分で、国に意見をあげていただけたらと思う。

- 身体障害者の場合、デイサービスではなく自宅で過ごしている場合が多く、サービスの質の確保の問題は難しい。介護保険と障害福祉の介護の中身はどうかともみてみたい。要は、サービスの質は職員の質による。より適した介護はどういったものか、そういうところから話を出してもらった方がわかりやすい。

→介護、障害、障害児の共生型サービスにより報酬がどれくらい変わってくるのかについては、次回までに整理していきたい。

→今日、いただいた意見をもとにどのように基準条例をつくっていくか、事務局で検討をすすめたい。

